

# 生産性の向上（経営力向上）

## 売上高・生産性の推移

○中小企業の生産性は伸び悩んでおり、大企業との生産性の差は拡大傾向。

図1 売上高の推移

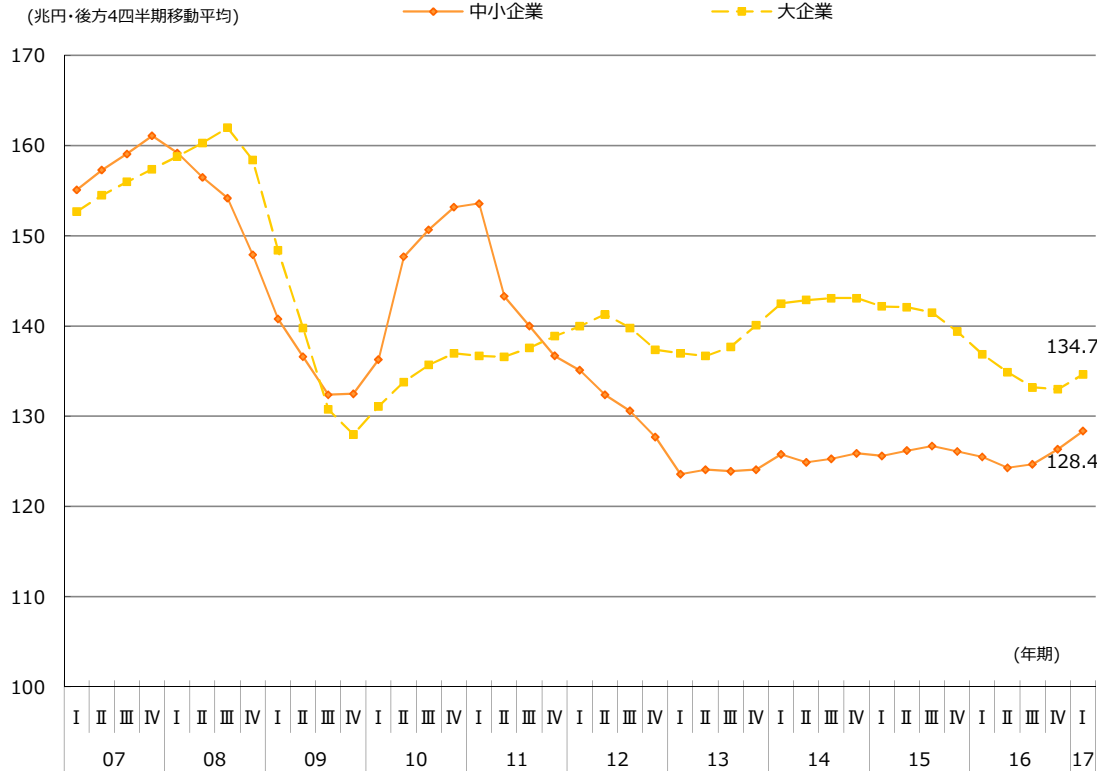


図1:財務省「法人企業統計調査季報」  
 (注) ここでいう大企業とは資本金10億円以上の企業、中小企業とは資本金1千万円以上1億円未満の企業とする。

図2 規模別労働生産性の推移

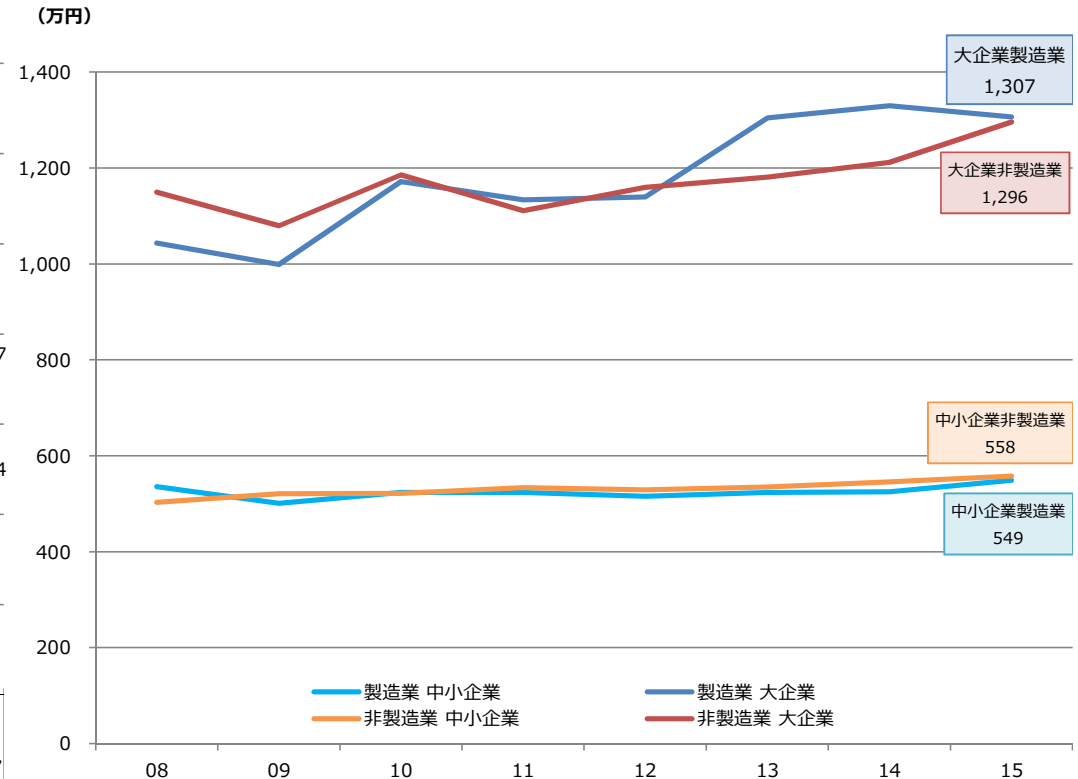


図2:財務省「法人企業統計調査年報」  
 (注) ここでいう大企業とは資本金10億円以上、中小企業とは資本金1千万円以上1億円未満、小規模企業とは資本金1千万円未満の企業とする。

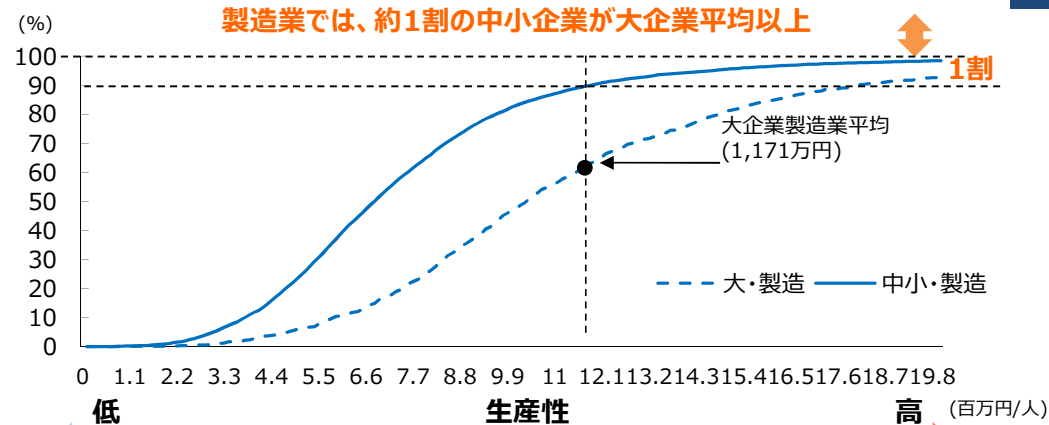
# 生産性の向上（経営力向上）

## 労働生産性の高い中小企業の特徴

○中小企業の中にも、生産性の高い稼げる企業は存在。こうした企業は、**成長投資に積極的に取り組んでいる**。（IT投資、設備投資、賃金水準がいずれも高い）

図1 労働生産性の累積分布

製造業では、約1割の中小企業が大企業平均以上



非製造業では、約3割の中小企業が大企業平均以上

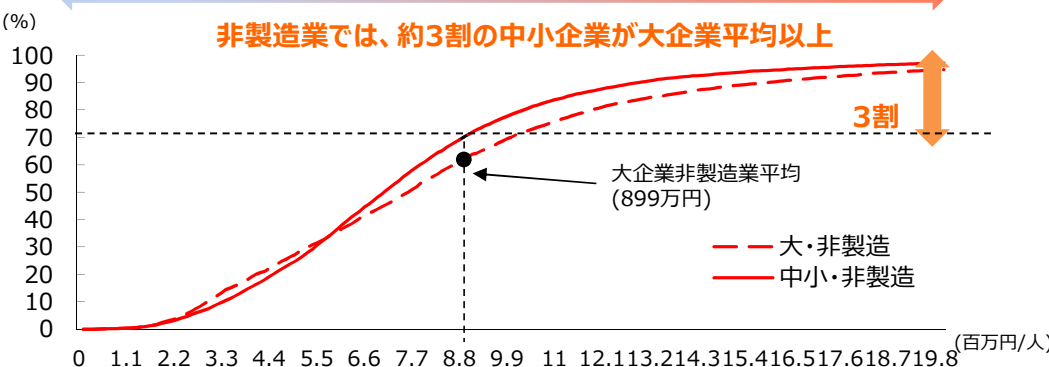


図2 労働生産性の高い中小企業の特徴(平均値)  
(例：小売業)

	構成比 (%)	資本金 (百万円)	従業員数 (人)	設備投資額 (百万円)	情報処理・通信費 (百万円)	従業員一人当たり人件費 (百万円)	資本装備率 (百万円/人)
大企業小売業平均以上 中小企業 (n=383)	34.5	43.0	224.3	338.6	34.6	5.1	26.7
大企業小売業平均以下 中小企業 (n=712)	65.5	42.2	350.0	97.8	17.4	2.4	15.2
中小小売業全体 (n=1,095)	100	42.5	306.0	182.0	23.4	3.7	19.2

生産性の高い中小企業は、**設備投資やIT投資等に積極的**で、**一人あたりの賃金が高い**傾向にあることがうかがえる。

(資料) 図1,2:「平成26年企業活動基本調査」再編加工(注)1.従業員数50人未満もしくは資本金又は出資金3000万円未満の会社は含まない。  
2.労働生産性(従業員一人あたり付加価値額)の分布割合を10万円/人毎に集計し、累積を計上したもの。

# 生産性向上に関する主な支援制度

## ●「経営力向上計画」の認定（中小企業等経営強化法）

中小企業者等が自社の経営力を向上するために実施する計画を作成し、国に認定された中小企業者等は、税制や金融支援等を受けることができる。（平成29年9月末現在：34,714件認定。）

- 生産性を高めるための機械装置・器具備品・建物附属設備等を取得した場合、
  - － 3年間、固定資産税を1 / 2に軽減
  - － 法人税上、即時償却または税額控除（7%※）を措置  
※資本金3000万円以下の法人等は、10%
- 計画に基づく事業に必要な資金繰りを支援（融資・債務保証等）
- 補助金の優先採択

## ● 事業承継の支援

### <事業承継税制>

- 後継者が先代経営者から非上場会社の株式等を相続・贈与で取得した場合、相続税・贈与税の納税を猶予。

（ただし議決権株式総数の2/3に達するまで。相続税は課税価額の80%のみを猶予）

### ➤ 主な要件

- ・株式を継続して保有
- ・5年間、平均で雇用の8割以上を維持（ほか）

- 中企庁から税務当局に対し、抜本拡充を要望。

- ・事業承継税制の要件、猶予制度の見直し

### <M&Aを通じた事業承継の支援>

- 中企庁から税務当局に対し、拡充を要望。
- ・事業譲渡の場合の登録免許税、不動産取得税等の軽減
- ・事業承継ファンドが出資する場合の中小企業税制の適用

## ● 所得拡大（賃上げ）促進税制

- 給与等支給総額を、H24年度を基準に3%以上増加させた場合、その10%を税額控除。

（前年度よりも増加させた場合に限る。また、前年度より2%以上増加させた場合、その部分は22%を控除。上限は法人税額の20%。大企業は他にも要件あり）

- 29年度末まで。中企庁から税務当局に対し、延長及び控除率引上げを要望。

## ● 交際費課税の特例

- 中小法人は交際費を800万円まで損金算入可能。
- 29年度末まで。中企庁から税務当局に延長要望。

### 参考：補助制度

（例年、募集されることが多いもの。現在は募集なし）

- 革新的ものづくり・商業・サービス開発支援補助金  
（例年、補正予算）  
新商品・新サービスの開発、生産・業務プロセスの改善等。
- 小規模事業者持続化補助金  
（来年度予算要求中）販路開拓。
- 戦略的基盤技術高度化支援事業  
（来年度予算要求中）  
精密加工等12技術の高度化に資する研究開発・販路開拓。

# 生産性向上に関する主な支援制度

## 中小企業等経営強化法に基づく支援措置

経営力向上計画の認定を受けた事業者は、計画実行のための支援措置（税制措置、金融支援）を受けることができます。

○税制措置・・・認定計画に基づき取得した一定の設備について、固定資産税や法人税等の特例措置を受けることができます。

○金融支援・・・政策金融機関の低利融資、民間金融機関の融資に対する信用保証、債務保証等の資金調達に関する支援を受けることができます。

### 中小企業等経営強化法に基づく税制措置の概要

1. **固定資産税が3年間半分になります。**（**固定資産税の特例**）
2. 法人税<sup>※1</sup>について、**即時償却または取得価額の10%<sup>※2</sup>の税額控除**が選択適用できます。（**中小企業経営強化税制**）

※1 個人事業主の場合には所得税

※2 資本金3000万円超1億円以下の法人は7%

設備の種類 (価額要件)		機械装置 (160万円以上)	ソフトウェア (70万円以上)	器具備品・工具 (30万円以上)	建物附属設備 (60万円以上)
支援措置	地方税	【固定資産税の特例】 3年間半分に軽減 〔生産性が年平均1%以上向上〕			地域・業種を限定した上で <b>拡充</b> (平成29年4月1日～)
	国税	【中小企業経営強化税制】 即時償却又は税額控除10% (※7%) 〔生産性向上設備 (A類型) 生産性が年平均1%以上向上 収益力強化設備 (B類型) 投資利益率5%以上のパッケージ投資〕			<b>拡充</b> (平成29年4月1日～)
			【中小企業投資促進税制 (中促)】 30%特別償却又は税額控除7% ※ 30%特別償却のみ適用		【商業・サービス業活性化税制】 30%特別償却又は税額控除7% ※ 30%特別償却のみ適用

を付した部分は、経営力向上計画の認定が必要

※ を付した部分は、資本金3,000万円超1億円以下の法人の場合

## 中小企業等経営強化法の認定について

- 平成28年7月1日に施行した中小企業等経営強化法では、「経営力向上計画」の認定を受けた中小企業・小規模事業者に対して、機械装置の取得に関する固定資産税の軽減や資金繰り等の支援を措置。
- 平成29年10月31日現在、37,325件を認定（経済産業省:22,084件、国土交通省:7,735件、農林水産省：3,108件、厚生労働省：2,706件、国税庁：371件等）

### <認定事業者の内訳（37,325件）>

(業種別)

- 製造業：19,483件
- 卸・小売業：2,745件
- 建設業：6,364件
- サービス業(他に分類されないもの)：1,184件
- 医療、福祉業：2,261件
- 電気・ガス・熱供給・水道業：965件
- 情報通信業：585件
- 学術研究、専門・技術サービス業：899件
- 生活関連サービス業、娯楽業：584件
- 宿泊業、飲食サービス業：551件
- 不動産業、物品賃貸業：378件
- 農業・林業：660件
- 運輸業、郵便業：338件
- 鉱業、採石業、砂利採取業：143件
- 教育、学習支援業：120件
- 漁業：29件
- 金融業、保険業：2件
- 複合サービス事業：4件

(地域別)

- 北海道：1,294件
- 東北：1,992件
  - 青森:257件 -岩手:245件 -宮城:348件 -秋田:232件 -山形:516件 -福島:394件
- 関東：13,147件
  - 茨城:769件 -栃木:558件 -群馬:771件 -埼玉:1326件 -千葉:839件
  - 東京:3,640件 -神奈川:1,556件 -新潟:832件 -山梨:197件 -長野:1,115件 -静岡:1,544件
- 中部：5,625件
  - 富山:532件 -石川:549件 -岐阜:944件 -愛知:3,017件 -三重:583件
- 近畿：7,523件
  - 福井:371件 -滋賀:452件 -京都:855件 -大阪:3,453件 -兵庫:1,877件
  - 奈良:349件 -和歌山:317件
- 中国：2,455件
  - 鳥取:239件 -島根:172件 -岡山:651件 -広島:979件 -山口:414件
- 四国：1,512件
  - 徳島:297件 -香川:485件 -愛媛:476件 -高知:254件
- 九州・沖縄：3,626件
  - 福岡:1,224件 -佐賀:252件 -長崎:321件 -熊本:593件 -大分:376件
  - 宮崎:291件 -鹿児島:371件 -沖縄:198件